

福島市議会政務活動費の交付に関する規則（平成13年3月30日規則第13号）

（趣 旨）

第1条 この規則は、福島市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第3号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

（交付申請等）

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 前項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、当該会派の代表者は、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付変更申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、市長に対し、議長を経由して会派解散届（様式第3号）を提出しなければならない。

（交付決定）

第3条 市長は、毎年度、前条第1項の規定により申請のあった各会派について、交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に政務活動費交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定による申請があった場合において、前項の規定により決定した年間分の政務活動費の額に変更が生じるときは、当該年間分の政務活動費の額を変更し、当該会派の代表者に政務活動費交付変更決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（交付請求）

第4条 会派の代表者は、政務活動費の交付日の7日前までに、市長に対し、政務活動費交付請求書（様式第6号）を提出するものとする。

（収支報告書の写しの送付）

第5条 議長は、条例第7条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを、当該年度の翌年度の5月20日までに市長に送付するものとする。

（政務活動費の保管及び経理）

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の保管状況を明確にし、その経理については次に定めるところにより行うものとする。

(1) 会派の政務活動費の支出決定は、会派の代表者が行うこと。

(2) 政務活動費を支出したときは、領収書を徴すること。

(3) 会派の経理責任者は、政務活動費を現金出納簿により整理するとともに、関係証拠書類（請求書、領収書、支払証明書、旅費内訳、活動報告書等）を整理保管しておくこと。

(4) 政務活動費専用の預金口座を備えること。

（収支報告書等の閲覧）

第7条 条例第9条第2項及び第3項の規定による収支報告書及び証拠書類（以下「収支報告書等」という。）の写しの閲覧は、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日からすることができる。

2 前項の閲覧をしようとする者は、収支報告書等の写しの閲覧請求票（様式第7号）に必要な事項を記載しなければならない。

3 前1項の閲覧は、市民情報室において、執務時間中にしなければならない。

(閲覧者の遵守事項)

第8条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 収支報告書等の写しは、市民情報室以外に持ち出すことができない。
 - (2) 収支報告書等の写しは、丁重に扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- 2 前項の規定に違反するものに対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年規則第11号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の福島市議会政務調査費の交付に関する規則の規定は、平成15年4月1日以後に交付する政務調査費から適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年規則第2号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月21日規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の福島市政務活動費の交付に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する政務活動費から適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年6月19日規則第60号)

この規則は、公布の日から施行する。

【福島市議会政務活動費の交付に関する規則】
様式第1号（第2条関係）

年 月 日

福島市長
（福島市議会議長経由）

会 派 名

代表者名

政 務 活 動 費 交 付 申 請 書

福島市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 会 派 の 名 称

2 会派結成年月日

3 代 表 者 名

4 経 理 責 任 者

5 所 属 議 員 数 名（ 月1日現在）

6 交 付 申 請 額 （ 年度分） 円

【福島市議会政務活動費の交付に関する規則】
様式第2号（第2条関係）

年 月 日

福島市長
(福島市議会議長経由)

会 派 名

代表者名

政 務 活 動 費 交 付 変 更 申 請 書

福島市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第2項の規定により、下記
のとおり申請します。

記

1 変更内容

区 分	新	旧	変更年月日
会 派 の 名 称			
代 表 者 名			
経 理 責 任 者 名			
所 属 議 員 数			
交付申請額(年度分)			

【福島市議会政務活動費の交付に関する規則】
様式第3号（第2条関係）

年 月 日

福島市長
（福島市議会議長経由）

会 派 名

代表者名

会 派 解 散 届

福島市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第3項の規定により、下記
のとおり申請します。

記

1 解散会派の名称

2 会派の解散年月日 年 月 日

【福島市議会政務活動費の交付に関する規則】
様式第4号（第3条関係）

第 年 月 日

会派名
代表者名 様

福島市長



政務活動費交付決定通知書

年 月 日申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、福島市議会政務活動費の交付に関する規則第3条第1項の規定により通知します。

記

1 年度政務活動費交付決定額（年額） 円

【福島市議会政務活動費の交付に関する規則】
様式第5号（第3条関係）

第 年 月 日

会 派 名
代表者名 様

福島市長



政務活動費交付変更決定通知書

年 月 日変更申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり交付決定額を変更したので、福島市議会政務活動費の交付に関する規則第3条第2項の規定により通知します。

記

1 年度政務活動費変更交付決定額（年額） 円

【福島市議会政務活動費の交付に関する規則】
様式第6号（第4条関係）

年 月 日

福島市長
（福島市議会議長経由）

会 派 名

代表者名

政 務 活 動 費 交 付 請 求 書

福島市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

1 金 円

ただし、 年 月分～ 月分

2 交付月の基準日における所属議員数 名

【福島市議会政務活動費の交付に関する規則】
様式第7号（第7条関係）

収支報告書等の写しの閲覧請求票

年 月 日	年 月 日
氏 名	
住 所	
政務活動費の 交付対象年度	
備 考	